相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市柳本町八一五番地、最後の住所奈良県天理市柳本町八七八番地三

被相続人　亡　出口　久吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル四階

福井英之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福井　英之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市大字野間口二四一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙山　マチ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

事務所熊本市細工町五―二八―一　伊藤ビル二階　あかつき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　龍太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市大字殿所一一五七番地、最後の住所宮崎県日南市大字風田三八九五番地

被相続人　亡　水本　スヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

宮崎県日南市星倉三丁目七番地一二

相続財産管理人　石灘　寛樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井九八二番地、最後の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井六四五九番地四

被相続人　亡　押方　身強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十三日

宮崎県延岡市大貫町四丁目二一一八番地七

相続財産管理人　伊藤　英二

無縁墳墓等改葬公告

音**蔵**寺墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年三月二十三日

一、墳墓等所在地　徳島県鳴門市大麻町姫田字寺内二番地

一、墳墓等の名称　音**蔵**寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県鳴門市大麻町姫田字寺内三番地　宗教法人　音**蔵**寺　代表役員　髙島　俊裕

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社イプセ　東京都港区東麻布一丁目八番四号パークハビオ麻布タワー七〇二号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第一項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第一号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年三月二十三日

東京都港区東麻布一丁目八番四号パークハビオ麻布タワー七〇二号　株式会社イプセ

代表取締役　梅村　正義

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　羽ノ浦看護婦家政婦紹介所　大槻多賀栄　徳島県阿南市羽ノ浦町宮倉原ノ内四一番地

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第一項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第一号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年三月二十三日

徳島県阿南市羽ノ浦町宮倉原ノ内四一番地

羽ノ浦看護婦家政婦紹介所

大槻多賀栄

公示送達

富士見市勝瀬原特定土地区画整理事業の施行に関し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないため（所有者がその通知の受領を拒んだため）、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

平成22年3月23日

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

理事長　梶　兼三

記

○書類の送付を受けるべき者

1．権利者住所氏名　富士見市大字勝瀬3369番地　アイムふじみ野東一番館　立身　俊雄外1575名

2．通知の内容

・換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・所有権以外の権利明細書・位置図・換地図

従前の土地　所在　大字勝瀬字稲荷久保1443番1外26筆、地目　畑、登記簿地積　96,520.55㎡、基準地積　96,521.87㎡

換地処分後の土地　所在　ふじみ野西2丁目1番1、地目　宅地、地積　67,784.79㎡

清算金精算額　交付　5,152,669円

3．送付者住所氏名

大阪府豊中市中桜塚4―6―8岡町社宅101

大田　聖子

埼玉県東松山市松風台14番地3四季の丘A―506　杉谷　一宏

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野東二番館502　橋本　和夫

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野東三番館1105　竹田　二郎

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野東三番館1105　竹田　敦子

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野タワー東館1207　吉崎　洋

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野タワー東館1706　加藤　修司

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野タワー東館2101　菊地　寛子

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野タワー東館2509　石塚　京子

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野タワー東館2707　土井　雅幸

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野タワー西館209　髙田　康弘

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野タワー西館603　青木　剣志

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野タワー西館1805　小川浩一郎

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野タワー西館2303　加藤　周作

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野南一番館405　松末　敏清

富士見市大字勝瀬3369番地アイムふじみ野南一番館1002　井田　卓